

令和4年9月26日付け県公報第349号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年12月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関
御前崎市
- 2 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和4年10月1日から令和5年3月15日まで
変更後 令和4年10月1日から令和4年12月9日まで
- 4 作業地域
御前崎市御前崎字西山～笹山2箇所